

亀山市公告第20号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和4年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 A類予防接種の種類及び対象者の範囲

種類	対象者
ロタウイルス（ロタリックス）	出生6週以上24週未満の者
ロタウイルス（ロタテック）	出生6週以上32週未満の者
H i b	生後2か月以上5歳未満の者
小児用肺炎球菌	生後2か月以上5歳未満の者
B型肝炎	1歳未満の者
B C G	1歳未満の者
水痘	1歳以上3歳未満の者
4種混合	生後3か月以上7歳6か月未満の者
MR（麻しん・風しん混合）	1期：1歳以上2歳未満の者 2期：平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた者（年長児） 5期：風しん抗体検査を受け、その結果、十分な抗体がないと認められた者
日本脳炎	1期：3歳以上7歳6か月未満の者 2期：9歳以上13歳未満の者
D T	11歳以上13歳未満の者
子宮頸がん予防	小学6年生から高校1年生まで相当の年齢の女子

備考

- (1) 接種時において亀山市に住民登録がない者は、対象者としなない。
- (2) 特別の事情により左欄に掲げる予防接種を受けることができなかった者につ

いては、当該事情がなくなった日から起算して2年を経過するまでの間において、右欄に定める対象者の範囲にかかわらず、当該予防接種の対象者とする。ただし、次のアからエまでに掲げる予防接種については、当該アからエまでに定める間に限り、当該予防接種を受けられるものとする。

ア Hib 10歳に達するまでの間

イ 小児用肺炎球菌 6歳に達するまでの間

ウ BCG 4歳に達するまでの間

エ 4種混合 15歳に達するまでの間

(3) 平成17年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者で、過去に日本脳炎の予防接種を受けたことがない者については、右欄に定める対象者の範囲にかかわらず、日本脳炎の予防接種の対象者とする。ただし、2期の予防接種は、1期の予防接種後6日以上の間隔をおいて行うものとする。

(4) 平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子で、子宮頸がんの予防接種の対象に含まれていない者については、右欄に定める対象者の範囲にかかわらず、子宮頸がん予防の予防接種の対象者とする。

(5) MRの予防接種に係る風しん抗体検査は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男子で、次のいずれにも該当しないものについて行うものとする。

ア 過去に風しんの予防接種を受けたことがある者

イ 平成26年4月以降に風しん抗体検査を受けたことがある者

ウ 風しんにかかったことのある者

2 B類予防接種の種類及び対象者の範囲

種類	対象者
高齢者肺炎球菌	次のいずれかに該当する者 1 令和5年3月31日までに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳になる者のうち、23価肺炎球菌ワクチンの接種歴がない者 2 60歳以上65歳未満の者のうち、心臓、腎臓、

キ B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者

ク ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者

ケ 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者

コ アからケまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

キ 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

ク ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

(3) 接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診

察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、この場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに亀山市健康福祉部健康政策課健康づくりグループに連絡すること。

6 その他の事項

(1) A類予防接種の費用

ア 1 (1) の表右欄に掲げる予防接種は、無料とする。

イ 風しん抗体検査又はMR第5期予防接種は、無料クーポン券の使用により無料とする。

(2) B類予防接種の費用

ア 高齢者肺炎球菌の予防接種は、4,000円（生活保護受給者にあつては、無料）とする。

イ 高齢者インフルエンザの予防接種は、1,000円（生活保護受給者にあつては、無料）とする。